

議案第 1 2 3 号

京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定について

京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

一般廃棄物最終処分場（不燃ごみ埋立処分場）、クリーンセンター（可燃ごみ焼却施設）、衛生センター（し尿処理施設）など大型の施設整備に向け、財源を確保するため、京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金を設置するものである。

(別記)

京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備に充てるため、京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 4 年 9 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第123号
京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定に
ついて

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他（ ）

《政策等の概要》 一般廃棄物最終処分場（不燃ごみ埋立処分場）、クリーンセンター（可燃ごみ焼却施設）、衛生センター（し尿処理施設）など大型の施設整備に向け、計画的に財源を確保するため、京丹後市一般廃棄物処理施設整備基金を設置するものである。	《市民参加の状況》 有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																										
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																										
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																					
《政策等の必要性》 莫大な資金を必要とする一般廃棄物処理施設の整備が今後も予定されており、特定目的基金を設置することにより、将来的な財源を確保し、計画的に施設整備を実施するため、同基金の設置が必要である。	《将来にわたる効果及び経費の状況》 本条例を制定することにより、一般廃棄物処理施設を計画的に整備することができ、充当財源が不足する場合に柔軟な対応が可能となる。																										
《提案に至るまでの経緯》 令和4年6月21日 理事者協議 令和4年8月4日 例規審査委員会	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画 計画項目</td><td>30</td><td>行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td colspan="5">京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第2次・中期）</td></tr><tr><td>策定年度</td><td colspan="5">令和元年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="5">平成27年度～令和11年度</td></tr></table>						総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）	計画名称	京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第2次・中期）					策定年度	令和元年度					計画期間	平成27年度～令和11年度				
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）																									
計画名称	京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第2次・中期）																										
策定年度	令和元年度																										
計画期間	平成27年度～令和11年度																										
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。	担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）																						
	市民環境部		生活環境課		有・ 無																						